

第17回 広域系統整備委員会議事録

日時 平成28年10月7日(金) 10:00~12:10

場所 電力広域の運営推進機関 豊洲ビルA、B、C会議室

出席者:

<委員>

- 古城 誠 委員長(上智大学 法学部地球環境法学科 教授)
伊藤 麻美 委員(日本電鍍工業(株) 代表取締役)
岩船 由美子 委員(東京大学 生産技術研究所 特任教授)
工藤 禎子 委員((株)三井住友銀行 執行役員 成長産業クラスターユニット長)
田中 誠 委員(政策研究大学院大学 教授)
大久保 昌利 委員(関西電力(株) 電力流通事業本部 副事業本部長)
大村 博之 委員(JXエネルギー(株) 執行役員 リソース&パワーカンパニー 電気事業部長)
鍋田 和宏 委員(中部電力(株) 執行役員 グループ経営戦略本部 部長)
松島 聡 委員(日本風力開発(株) 常務執行役員)
柳生田 稔 委員(昭和シェル石油(株) 執行役員 エネルギーソリューション事業本部
電力需給部長)
川崎 斉司 代理(大阪ガス(株) ガス製造・発電事業部 電力事業推進部 事業戦略チーム 課長)

<オブザーバー>

- 坂本 邦夫 (東北電力(株) 電力ネットワーク本部 電力システム部 技術担当部長)
山本 正紀 (東京電力パワーグリッド(株) 経営企画室 技術企画グループ 広域・企画リーダー)
電気供給事業者 10社

欠席者:

- 大橋 弘 委員(東京大学大学院 経済学研究科 教授)
加藤 政一 委員(東京電機大学 工学部電気電子工学科 教授)
坂梨 興 委員(大阪ガス(株) ガス製造・発電事業部 電力事業推進部長)
(以上 敬称略)

配布資料

- (資料1) 東北東京間連系線に係わる計画策定プロセスについて
(資料1_別紙1) 東北東京間連系線に係る広域系統整備に要する費用の
費用負担割合の案について(通知)
(資料1_別紙2) 限定期間内における辞退に基づく解約に係る手続き及び精算方法
(資料2) 広域系統長期方針の策定について

1. 東北東京間連系線に係わる計画策定プロセスについて

- ・事務局から資料1、別紙1、別紙2により説明を行った。
- ・主な議論は以下の通り。

[主な議論]

(古城委員長) まずオブザーバーから意見を頂き、その後、委員の方々からご意見をお願いしたい。それでは、オブザーバーから意見をどうぞ。

(電気供給事業者オブザーバーA) 今回、2年で辞退する場合には負担金の10%か実費のいずれか大きい方の負担という話であった。10%の方は金額としてイメージできるので、実費の方について確認させて頂きたい。12ページに「不要となった実施済み工事に係る実費(原状回復費用を含む)」とあるが、前回までの委員会でご説明頂いた工程のイメージでは、2年目までは測量調査や交渉などを実施することとなっており、工事は具体的に記載がなかった。原状回復が必要な工事があるのか。

(事務局) おっしゃるとおり、鉄塔の建設などにはまだ入っていないと思うので、鉄塔を撤去することはない。しかし、金額は小さいかもしれないが、例えば、測量調査などで奥の方の土地に入っていくために整備した作業道路が不要となってしまう、植林することなどを考えている。この段階であまり大きなものは想定しておらず、金額がとても大きくなることはないと考えているところ。

(東北電力オブザーバー) 10ページで、二つ目の四角に「着手後2年間の広域系統整備全体の概算工事費は20億円程度」と記載しているが、あくまでも机上検討の数字であり、実際には変動する可能性がある。

(電気供給事業者オブザーバーB) 今回、例外的措置を設けることに対して確認したいが、広域機関で公表している送配電等業務指針などがあるが、例外措置を設けることが指針などに抵触しないのか。同意確認後に混乱することは避けるべきであるため、整理が必要と思っているので確認したい。

(事務局) 送配電等業務指針では、計画策定プロセス中に合理的な理由が認められる場合に限り応募を取り下げられるのは、費用負担割合を決定するまでと定めている。一方、同指針第51条にて、広域系統整備計画の策定が完了した場合には、計画策定プロセスを終了すると定められており、あくまでも先程のところは広域系統整備計画の策定が完了するまでの話である。そのため、今回の誓約書に、同意した時には工事費負担金契約を締結することや、その後の取扱いを明記している。

(電気供給事業者オブザーバーC) いろいろとご検討いただきありがとうございます。10ページ目で、先程のオブザーバーからも意見があった、工事着手前までに支払われた工事費負担金の10%と当該広域系統整備計画の変更までに生じた実費を比して、いずれか大きい方の金額と記載頂いているが、民間事業者としては今のタイミングでこの案に対して同意するとい

うことに関しては、上限金額が見えないということが想定されるので、なかなか難しい部分があると感じている。

(古城委員長) 上限金額が見えないというのは、実費が大きくなった場合のことを考えているのか。

(電気供給事業者オブザーバーC) はい。

(事務局) 実費について正確には言えないが、2年間で全体工事費が20億円であるが、この20億円が仮に全部損失処理になるのは全員が抜けた場合であり、ほぼあり得ない状態だと思うので、20億円のうちの一部といったところとなる。その全体の中で半分であれば10億円などのレベル感しか示すことができない。具体的にどこが取り止められるのか現時点では分からないのでご理解頂きたい。

(古城委員長) よろしいか。それでは、委員の皆様から質問、ご意見をお願いしたい。

(工藤委員) 今日のお話について、広域機関も初めてのことで工夫されながら実施していると思うが、この点については辞退者が出れば、残った事業者にとっても価格が決まらなくなってしまったり、もう一度交渉を再開しなければいけないのは当初から指摘されていたと思う。その中で、広域機関の方からいろいろな対話をされている中で、これでいけると思うというお話があったと思う。対話のやり方や確認すべき事項などについても学びがあると思うので、前回大橋委員も言われていたが、振り返りを実施して頂いて今後の良い仕組み作りに役立てて頂くことが必要と思っている。

また、この事態は割と予見できたことと思っており、なぜなら送電の方は建設期間に10年程度要すが、発電の方は運開までに投資決定するタイミングがそれよりも短くて済むケースがあるので、そのズレがある分、発電事業者からすると投資決定前に送電の費用についてコミットしなければならないためである。ただ、いつまでも言っても前に進まないで、やはり、こうするというのをきちんと示して、いろいろな慣行を変えていく必要があると思う。そこをじっくりと考えていくことが必要だと思っている。

以上のことを申し上げた上で、今回の案について述べさせて頂きたいが、ページ9から13について、今回苦肉の策だとは思いますが、着手後2年間に限定して例外措置を設定している。ただ、やはり2年後もまた同じことが起こる可能性があり、降りる事業者がいて、残った事業者の費用負担が増えて、それでまた降りていくということが起こってしまい、このループがいつ閉まるのかというのは、このやり方でも懸念があるので、現時点で事業化を決定されている事業者にとって、更に2年間費用負担が増えるリスクを抱えることを排除したいと考えている。このため、早期に事業を決めることのインセンティブを設けて、参画する事業者に早期の意思決定を促すような仕組みを取り入れるのも一案ではないか。例えば、現実的なのかという点はあるが、今回ご提示頂いている2年後の応募辞退について、逆に辞退できることをオプションとして販売するようになれば、現時点で意思決定ができない事業者はオプションを購入することで2年間の猶予期間を得るという考えができるのではないか。2年後に辞退する場合は実費を精算する形にすれば、他の事業者は権利の代金分、総事業費の負担を圧縮できるし、オプションの販売状況によって他の事業者は権利購入者が辞退した際の影響を把握できるので、事業の予見性が高まると思ってい

る。先程オブザーバーの方からもお話があったが、発電事業に取り組みられる方、送電事業に取り組みられる方、両方とも条件が見えないのは非常に苦しいところなので、そのリスク負担をどのように分けていくか、できるだけ経済性を見合う仕組みを作っていくことが重要ではないかと思っている。

ページ 15 にある再検討の流れの中では、広域系統整備計画の見直しや中止の可能性もあり、場合によっては一般負担額にも影響が出てくる話であることから、一般負担額の代表者を誰にするかもあると思うが、各事業者との交渉経緯を含め記録を明らかにしておくことが重要ではないかと思っている。

ページ 18 の分割前払いの協議の条件について、例外措置に伴う対応として債務保証等の条件を不要とすることになっているが、3 年目以降に費用が捻出できずに増強事業を遂行できないリスクを抱えてしまうことになる。ここでは、それでも良いという整理をしたのか。3 年目の見直しのタイミングで辞退することと、その後の特定負担が捻出できずに辞退することと同等の整理の中で実施しているのかを伺いたい。

(事務局) 最初に頂いた今回のスキームで本当に良いのか、振り返りを実施してより良いやり方を検討していくべきということは、おっしゃる通りと思うので、この委員会の中でも実施していきたいと思っている。

ご提案頂いた早期の意思決定のインセンティブを考えてはどうかということについて、オプションの導入は一つの案と思うが、今回、そのような仕組みを織り込むには時間がかかるので、振り返りなどを通して、やり方の一つとして検討させて頂ければと思う。また、辞退のオプションを買うというコンセプトは、今回の広域系統整備計画がこの時点で決定して事業を進めていくという位置づけで考えているため少し合わないのかと思う。建て付け上は、途中で降りた場合の条項を設けたが、まずは全ての事業者が、発電所建設に向けて動くし、送電線も作るという大きな枠組みの中で動いているので、辞退を切り出してということは考え方として合わなかったということ。今後、同じようなやり方で良いのかどうかは検討していく。

今後、再検討が発生したときには一般負担への影響が考えられるので、今回の経緯等を残しておくというお話はその通りだと思う。然るべく対応させて頂きたい。

(事務局) 債務保証に関する質問について、別紙 1 の最後のページで、③の ii で明確にしているが、仮に工藤委員のご発言のようなことがあった場合には、この時点をもって、東北電力が解約してしまうという枠組みである。

(工藤委員) 元々は全部に債務保証をつけるお話だったと思うが、今回は、とりあえず 10%までとなっているので、資金の手当ては不確定になってしまう。要は、2 年後に事業に参加しないという事業者もいれば、お金が払えないという事業者もいて、両方同じ取扱いになることで良いのかということ。多分そのようになっていると理解している。

今事務局からお答え頂いたことで、もちろん広域機関の皆さんは事業を実施するつもりだというのはその通りであるから、オプションの販売は考え方が合わないと言われるが、可能かどうかは別にして、今回オプションなどの形で販売すれば、実施する意思がある事業者と、見直す可能性がある事業者を明確にしなが、先程のインセンティブをつけるた

めの費用を捻出するというものもあるが、実施すると決めた事業者にとっても最終的にこれぐらいの負担になりそうだということや、広域機関にとってももしかしたらこれくらいまでスケールダウンしないといけないということの予見性が高まるのではないかという観点であり、もちろん事業を続けるための案として、ご提案させて頂いた次第である。

(事務局) 今後、検討させて頂きたいと思う。ただし補足させて頂くと、オプションを発行するということを考えた場合、先程のオブザーバーの方からご意見があった通り、発電事業者のリスクは確定できると思う。一方で、今回の原因は送電のプロジェクトが11年の工期がかかってしまう。広域機関としては、東北電力さんに「できるだけ早く実施して下さい」とお願い申し上げている。そうすると東北電力としては、できるだけ早く工事を実施するために一生懸命頑張って頂く必要がある。その時に脱退のリスクを確定してしまうと、工事を前倒してエクストラの工事費用がかかるリスクは今度は一般負担、東北電力が負わなければならない。つまり、そのリスクは、一般送配電事業者と応募事業者とでどうシェアするかということなので、今回、これが一番円滑に進む方策ということでご提案させて頂いた。応募事業者のリスクを確定すると、そのリスクが今度は東北電力に寄ってしまうという全体像はご理解頂きたい。

(工藤委員) スケールダウンするところが、ここまでであるということを確認することは、東北電力にとっても万一こうなった場合は、こういうことが必要だということの予見性を高めてリスクを小さくするような気がするが、それは間違っているか。

(事務局) 追加負担分というのは、スケールダウンする部分もあるし、継続する工事を残った事業者たちでシェアしなければならない費用も発生することになるので、そうした費用もどうするかということが更に発生するという事。

(工藤委員) ただ、それは、いずれにせよ発生するのではないか。オプションを売ろうと売るまいと、2年後に辞退を何も無いままに認めても、どちらにしても発生してしまう現象だと思っており、それであれば、予見性を高めた方が良いのではないかという考えである。いずれにせよリスクというのは、このやり方だと発電事業者にとっても一般送配電事業者にとっても残ってしまうので、少しでも予見性を高めることで意思決定をはっきりさせるなり、インセンティブをつけるなりということが良いのではないかという主旨である。

(事務局) いずれにしても、振り返りを実施するところで、そのようなオプションの扱いについても可能性を検討させて頂ければと思う。

(松島委員) 工藤委員と先程のオブザーバーの方の意見と関連するが、債務保証金額が事前に確定しないという中で、銀行が債務保証するというのも現実的かどうか分からないけれども、その場合は、他に親会社からの保証などという意見もあったが、それと併用するという考え方もあるのか。それとも金融機関の債務保証だけに限定するのか。

(事務局) 今回の当初2年分の10%は、原則的に一括払いという条件にさせて頂いているので、債務保証の範囲とは違う扱いを書かせて頂いている。

(事務局) 3年目以降の支払いについては、そこから11年目までの金額を一括払いすることが大原則で、それを分割払いしたい場合には、選択肢として、銀行の債務保証を得て東北電力と

協議する方法がある。もう一つが、今回ご提案させて頂いている親会社などからの保証を得て、東北電力にどうか聞いて、東北電力が保証に足りると判断された場合に、それでも良いというところで、債務保証の方法を金融機関だけではなく、親会社などについても東北電力が認める場合には加えるという扱いにしたということである。

(古城委員長) 最初に支払う10%は、もしかしたら支払いがそれよりも多くなるかもしれないということか。例えば、最初に10%は払ってもらいが、後で15%払ってもらわないといけなくなる場合に、その能力があるかどうかを見るのか、見ないのか。

(佐藤理事) これだけ我々が委員の方も含めて東北電力に対し、工期が11年では長い、1日でも早く工事を実施するように言っており、そこで非常に工事が進み、まったく想定とは信じられないように進めば、万が一10%では終わらないかもしれない。場合によっては10%を超えるかもしれないので、この条項を入れただけである。冒頭に超える場合があるのかとの質問があったが、普通に工事が進んだら全くそうだと思う。ただ、とにかく急ぐように申し上げているので想定以上に工事が進む可能性があり、その場合は10%を万が一超えるかもしれないので、正確に書いたということだけである。このため、金額的にまったく払えないということが突然出てくることは考えられない。

(伊藤委員) 先が見えない初めての試みに対して、この案に基本的に賛成である。私も電力のビジネスがどれだけ大変かは、この委員会などに参加させて頂いて学んだけれども、言い方は別として、そんなに儲かるものではないというのが印象である。民間企業としての印象は、投資期間が長くてリスクも高いビジネスなので、参入を決めた方々はそれなりの基本的な考えがあって参入を決めており、仕方ない部分とを感じる。ただ一方で、先程オブザーバーの方が実費の話をしたけれども、確かに見えない数字である。例えば土地を買わなければならない時にどれだけ請求されるかは、本人にしか分からないことである。なので、例えば工事の金額であれば、過去電力会社が実施した送配電事業の中で、時代は違うかもしれないがかかった費用をイメージとして例に上げるというのも一つではないか。具体的な数字は全く桁外れになるかもしれないけど、ある期間までに判断して頂かなければいけないのであれば、最高にかかった場合はいくらで、一番上手くいった例がいくらだということを示す方法もあるのではないかと思った。

(事務局) 過去の例を上げるというのは非常に難しく、現場現場で異なってくるので、参考にできるものを直ちに出せるかという点で難しいと思う。ただ皆さんの負担に基づいて実施していく工事なので、何か知らない間に100億円も200億円もお金が出ていくというような工事がされることは決してなく、進捗状況は広域機関でも定期的に確認させて頂きつつ実施していくので、知らない間に膨れ上がって当初負担頂いた金額をみるみる超過しているようなことは、実際的には起こらないと考えている。

(伊藤委員) 各参加事業者は、始まる前に契約しないといけなのではないか。だから、YesにするのかNoにするのかの判断材料として何かもう少しあった方が良いのではないかと思う。

(事務局) 10ページをご覧いただくと、今回の工事費全体の内、特定負担の全体が382億円であることを示させて頂いており、この2つ目の四角で2年目までに進む工事の概算工事費と

しては20億円という数字も示させて頂いている。かつ、1つ目の四角では、10%を皆さんから工事着手前に頂くということで、38億円程度が東北電力に入ることを示させて頂いており、これを越えてしまうというのは、ものすごく工事が進んだ場合であり、一定の目安の数字としては示させて頂いていると考えている。

(伊藤委員) 各参加事業者の方たちは、そこから自分がどれだけ電力を売るかによって、それぞれが概算を出せばイメージが整うということか。

(事務局) 恐らく事業者が心配されるのは、途中で撤退したときに、当初払う10%を超えてしまうことがあるのか、それがどれくらいの規模なのかということだと思うが、そういう意味では、今申したようなレベル感のお金を一旦収めて頂いており、今の見積もりでは20億円程度が支出ということなので、その倍のレベルのお金が一旦集まってくる。先程から議論があるように、これを越えてどんどん出ていくということは想定しにくい。

(伊藤委員) 分かりました。それでは、是非参加してもらわないと困りますね。言い方は変だが、ある程度、皆さんリスクを分かってこのテーブルに来ているわけなので、ここで四の五の言うよりも前に進んだ方が良く考える。

(岩船委員) 今回の話は、今後どうするかという話はあるとしても、結局は、事業者と東北電力が納得すればいい、その落としどころをどこにするかという話だと思う。オブザーバーの話を見ると、まだ納得されてないように思う。そうすると、またスケジュール的に遅れが予想されるということの繰り返しになっていくので、これは結構な問題ではないかと思った。要するに負担金の10%を超えるリスクがどのくらいあるのかということに関して、普通はないだろうとの言葉があったが、それで事業者が納得されていないから、今の事態になっていると思う。確かに通常は考えられないかもしれないという範囲で「なんとかこのリスクを取って下さい」ということに事業者が納得されない以上、もう少しはっきりした上限を設けざるを得ないのではないかという気がする。

結局、我々としては、今回の事業に関しては事業者と東北電力が納得する落としどころが見つければ良いとは思いますが、今回の枠ではなく、もっと大きい枠組みで考えれば、絶対必要な容量だと思うので、もし、ほとんどないけれどもリスクが一定程度あるのであれば、そこは一般負担に寄せても良いのではないかと。一般負担でその分のリスクを取るというオプションもあり得るのではないかと。もし、今回いくつか発電事業者が降りて、容量が空いてしまったとしても、いずれ誰かが東北に発電所を建てて、再エネを送ってくることは間違いないと思う。そのように考えると、今はそこを一般負担に寄せても良い気がする。そうしないとこの事業が進まないなら、最後の手段として一般負担の方でそのリスクを取るというのも検討材料ではないか。

(柳生田委員) この10%の多寡というよりは、どちらかという、2年後に大きなキャパシティの事業者、例えば50%の容量の方が脱落してしまったら、残った50%の事業者が倍の負担をしなければならぬような事態になること、片側で今ベースロード市場などの話が出ている中で、大きな電源が脱落するという蓋然性は一定程度あると思うと、その影響は非常に大きいのではないかと考えている。その際、かなりの負担が増えた時に、良いという事業

者は殆どいないだろうと思うと、そこを負担する事業者がいなくなって、結局、2年目以降に進めなくなるというリスクをどのように排除するのか。10%で入口は楽にしたけれども問題を先送りしているのではないかという懸念がある。そこで、もし立ち行かなくなったらという岩船委員の言われるように一般負担にするという話がここで決まるのであれば、実行の蓋然性は高まると思うが、ただ特定負担で実施すると決めていたものを辞退者が出て一般負担にすることに関してはかなり議論があるところだと思う。そこを再募集して埋まるというのは、まさに奇跡的な話だと思うので、そこに期待してこのまま進めるというのは、問題を先送っているという感じがする。

(大村委員) 私も柳生田委員と同じ感じを持っている。今回苦肉の策というか、よく考えられて2年間の猶予期間を与えたことは良いと思うが、逆に言うと2年間撤退できるオプションを与えた。ないとは思いますが例えば最悪のケースとして、みんななくなってしまうとすれば、再募集も難しいと思うので、結局先のことを考えて議論していかないといけない。今、現時点で事業者の皆さんが実施することを決めれば、そういう2年間の心配事はなくなって上限だけ決めておけば良いと思うけど、途中で誰かが抜けるということをリスクとして認識する必要がある。

非常に悩ましい案件で皆さんも知恵を絞られている中、そういうリスクがあるということ共有しながら進んでいかないといけない。従って、先程のように一般負担に寄せるという意見も出てくると思うが、それは消費者に乗るため、そう簡単ではないと思っているので、よく議論した方が良い。

(寺島理事) いくつかの委員から「当初想定していたことではないか」とか、「先送りではないか」との厳しいご意見を頂いているが、もう一度この問題について考えたいと思う。「発電」と「送電」の時期がズレていること、そのため「発電」の前に「送電」の意思決定しなければならぬことが、最後の経営判断の中でこれだけ影響するとは、正直、思っていなかったことも確か。権利の転売などいろいろな新しいルールを組み込めれば、どうにかできるのではないかと思っただけでも、難しい状況の中でこうなったということであり、2年間の先送りというよりも、やる気のある事業者が経営判断するための期間のズレを、どうにかこの2年間で措置したのだと思っている。なるべく多くの発電事業者を募って、この送電線の整備が出来上がっていくことは、皆にとってのビジネスが成り立ち易くすることなので、双方にとって非常に良いことだと思う。確かに、万一ある事業者がいなくなったら影響を受けるということで、不確定ではないかと言われるのも分かるが、元々一社でこの大きく長い連系線を作ることができないが故に、複数社が集まってそれぞれの規模に応じた応分の負担で進めていこうというスキームで始まっている以上、隣の事業者の影響はなるべく受けたくないというのは分かるけれども、その分、何かしらかそのメリットを享受しているということもある。だからといって、馴れ合いになってしまっただけでは予見性が立たないので、ある程度のバランスをどう取ればいいのかというのが今回の措置であり、先送りして2年後の撤退が前提ではなく、今のやる気のある事業者が2年後は確実性が上がるので、短い期間であるが、それができるような形にしようというのが、今回のスキームだということを改めて説明させて頂きたい。

その場合、万が一のケースというのもあり得るが、基本的に大きな計画変更でもなければ、事業自体は前へ進む。先程の10%という額を超える大きな計画変更でもなければ、無駄になる設備もないので、そこについては、影響はないだろうというのが、先程から説明させて頂いた通りである。その時に費用負担が倍になるのかという柳生田委員がおっしゃったことについては、大きな事業者がいなくなるケースでは、相当程度また計画も見直すので、その見直した計画に応じた負担になると思うし、少しぐらいの見直しは万が一発生した場合であるが、そこは岩船委員もおっしゃられたように、本来この送電線を作ることは単に事業者の応募を受けて実施しているのではないということは、基本要件でも確認させて頂いているし、私も以前から申し上げているところなので、その時は、いろいろな関係者が入って、この東北東京間のネットワーク整備がいかにあるべきかを根底から考えて、また委員の皆さんにご議論して頂き、その結果、このプロジェクトが継続できるような形で、プランと費用負担を提案していかないといけないと思っている。そういう意味で、今意思決定して、一生懸命前へ進んで発電プロジェクトをしている方が、2年後に何かとんでもないことになってしまわないようにすることは、そもそもこの送電線自体が大きな意味で必要なものだという基本要件からスタートしていると思っている。その点では、皆さんのお知恵、知見も借りながら前に進めていくことを、今回は決めるのであり、2年後も必ずその勢いで継続できるということを前提として進めていきたいと思っている。

(古城委員長) 正確なことを決められないけど、柳生田委員が言われたように2年後によく事業者が撤退することを決めた場合に、大幅な増額なので、それを負担する事業者はみんな尻込みしてしまうという時は、ロジックとしては、何かしらの手当てをして負担を軽減して前に進むのか、それとも白地に戻すのかということになるのか。

(寺島理事) 白地に戻すこともあるかもしれないけれども、先程言いましたように、元々必要だという背景がある中で必要なニーズに合わせた計画であって、そこでは途中である事業者がいなくなるかもしれないけれども、2年後には別なニーズが存在しているかもしれない。もちろん再募集して集まるのは奇跡とおっしゃるが、再募集して集めるという努力を広域機関はするので、その結果によって決まることだと思っている。今ここでは、皆さんの意思確認をこのような形でさせて頂き、引き続きこのプロセスを進めていきたい。もちろん工事計画の大きな見直しはあるかもしれないが、それは残った方々の費用負担が増額することを抑えるための一つではないかと思っている。

(佐藤理事) どうして躊躇されるかというと、今寺島理事から申し上げたように、例えば発電所の運開と、この連系線ができる11年後という期間差があるのであれば、送電権でも導入すればその差は埋まるし、そうではなくて、今後作ろうとする火力発電所自体の採算性に問題があるというのであれば、容量メカニズムをどう入れるかを議論するなど事業環境の整備をこの2年間でできる限り実施して、発電者の方が、採算性が合うようにどこまでできるか。また、少なくとも発電所は2年後にできるものではないであろうから、運開するまでにどのように採算に合うような事業環境の整備が我々としてできるか、国にも働きかけて実施するかというのにはそれなりに時間があると思うので、応募者の方が採算に合うとい

う計算ができるような事業環境整備を広域機関としても少しでもやりたいと思っているし、これまでやらなかったようなこともできる限り整えたいと思っている。

(田中委員) 今ずっと辞退の方の話をしてきているが、どんどん使いたいという話もあり得る。10年間あるので、事業環境が全く変わってくるかもしれない。どんどん撤退するような方向に行くのかもしれないが、むしろ電力の市場が魅力的で参入したい、再エネの話もあったようにどんどん導入したい、という形で東北東京間連系線を使いたいと逆にプラスでどんどん入ってくることであり得ると思う。10年という非常に不確実な中なので、辞退の話もあるけど、一方でどんどん入ってくる可能性もないとは言えない。2年先ではなく既に応募を取り下げている方もいるので、容量として空いている分が出てきている。しかも、今回2年間のスキームを作るとして、辞める事業者が出てくるとまた空いてしまう。だけど何年も先を見ると入ってきたいという方が手を上げるかもしれないので、今回は2年後のどこかの時点で再募集を打ち切るけど、今後更にこの東北東京間の連系線を使いたいという事業者がどんどん出てくる時にそれをどうするのかという問題があると思う。少なくとも今回の計画のマキシマムの容量があるので、それを越えてというのは難しいが、空いた部分をどんどん使いたいというのであれば、辞退する事業者もいるけど、むしろもっと入りたいたいという事業者を入れるかどうかという判断もあるのではないかな。再募集を2年後のどこかの時点で切るが、5年先に大きい電源を作って使いたいという事業者が入ってきて応分の費用負担をすれば、現在のスキームに入っている方々の負担も減る、元の数字に近づくとと思う。辞退する方もいるが入ってくる方もいるので、それを考えると門戸は開けておく必要があるのではないかな。せっかく空いている容量があるし、送電権の議論とも関係するが、空いているところを使いたいという事業者に費用負担してもらおうと、それによって今いる各社としても負担が低下するかもしれない。撤退する・入ってくる両方の不確実性がある中の話と思う。辞退する事業者も2年間にいるかもしれないけれども、その先、3年、4年、5年などどんどん入ってくるという時には門戸を開いておくようにすべきではないかと思うが、いかがか。そうすると今の各社の特定負担も減ってくると思う。

(古城委員長) 門戸を開くというのは、一般的に追加募集の仕組みも整備しておいた方が良いということか。

(田中委員) 大々的に追加募集するかどうかは分からないが、連系線を使いたいと言った事業者がいて、辞退などによって今回の容量のマキシマムで空いている部分があれば、門戸を開いて費用負担して頂いた上で使って良いと、そのような仕組みである。そういう機会を残しておくということ。

(事務局) ご意見ありがとうございます。頂いた考え方はあると思う。一方で、今回の提案を提示させて頂くにあたって、何度も東北電力、発電事業者と意見交換させて頂いたわけだが、今手を上げて頂いている応募事業者にとっては、もしも後から入ってくる事業者が、全く同じ条件で手を上げられるということになると、今別に手を上げなくても良いのではないかということになるというご意見も頂いている。すなわち、今手を上げて、特定負担することについてのメリットもしっかり考えてほしいというご意見を頂いた。従って、現時点では、別途連系線の利用ルールを場を設けて検討しており、間接オークションすなわちメ

リットオーダーで使って頂くことを原則としつつ、特定負担を負担して頂いた事業者には、その権利を手当てすることを検討しているけれども、基本的には、その方向性で考えている。ただ、脱退した場合は、影響があるので再募集をするということを考えている。

(古城委員長) 田中委員が言われたのは、先にコミットした事業者達がありがたいというケースもあるので、そういう場合は、後から入ってくる仕組みも用意しておいた方が良いと言っているだけで、前の事業者の権利を害する形で整備しろと言っているのではない。

(事務局) ご指摘はその通りだと思う。ただそれをする上では、今手を上げた事業者と全く同じということになってしまうと、今手を上げている事業者が手を上げにくくなるという点があるということをご理解頂きたいと思う。

(東北電力オブザーバー) 先程、発電事業者のリスクを一般負担に寄せたら良いのではないかという議論があったが、そのようになると、弊社は社内合意が取れなくなると思う。

(岩船委員) 何で合意が取れないのか。丸々一般負担にするとやっているわけではなくて、発電事業者のマキシマムのリスクは10%までとして、その更なる10%を超える分を例えば一般負担がリスクを負うということにできないか。別に今のこの案で双方の合意が取れているなら良いことで、進めて頂ければ良い。ただ、もしこれがネックになって、合意が取れていないのであれば、どうするかを考えた場合にそういう方法もあるのではないかということ。私の質問は、この時点でこの案で合意は取れているのか。

(事務局) そういう意味では、全事業者の回答については、然るべく社内で判断されて提出されると思うので、全てOKで返ってくるかということ、それは断定的には申し上げられないというのが正直なところ。ある程度、全ての事業者とコミュニケーションさせて頂いて、このレベルでどうかというギリギリのバランスを取ったという思いなので、事務局としては、今回の案で、意思確認させて頂く価値があるものとして提案させて頂いている。恐らく、辞退者が出たときには然るべく計画を見直すと思う。今回、もし事業規模縮小となれば、計画を一から見直しという話になるので、その中では、負担の在り方を再度、先程岩船委員がおっしゃられた、その時の再エネの動向などを加味しながら検討していくと思うが、今回のプロジェクトは、これで計画として進めてはどうかということである。

(古城委員長) 岩船委員の質問は、もし2年後に有力電気事業者が降りてしまうと、調達できない費用を埋めないといけないのを今の参加事業者に割増しで負担してもらうというやり方と、何らかのお金を持ってきて軽減する形で何とか続ける方向の努力する方法もあるのではないかと、後者はやらないと決めてないのではないかと。

(事務局) 参加事業者が負担するという事で決まっている。

(岩船委員) そのスキームでいけるのか。参加事業者は、納得しているのか。もしかすると、これではできないという可能性もある。合意が取れているのであれば、私は良いと思う。

(事務局) その最終確認を今回させて頂きたいという提案なので、これを出して正式に各社で意思決定をして頂いた結果として、どうなるかということ。今ここで100%かと言われるとお答えできないのが正直なところである。

(柳生田委員) 減った場合に事業規模を見直すことになる、おそらく同じ距離の送電線を作った時にキャパシティが半分になったからといって工事費は半分にならないため、事業者の費用負担は絶対に上振れる方向にいくという前提に立つと、決めたキャパシティのものをどうにかして作ってしまう。今のタイミングで入ってくる事業者のキャパシティに合わせて作ることが本当に合理的なのか疑問のところもあるので、後から入ってくる事業者に負担してもらうことによって、決めたものを前に進めるということは考えられないのかというのが田中委員のおっしゃっているところではないかと思うけれども、それを一般負担に乗せるとなると、また問題が出てくるのかもしれないが、何かしらの方法で後から回収することは、オプションとしてはないということを言われているのか。

(佐藤理事) 後から入る事業者は、計画を見直した場合にはあり得る。ただ、先程事務局が申し上げたのは、最初からいる事業者と後から入ってきた事業者のメリットが全部一緒ではないかもしれないということを行っているだけである。

(柳生田委員) 例えば、大きな事業者が抜けた時に計画を見直して送電線容量を小さくしてしまい、事業者負担を軽減することを検討するのか、そうではないのか。

(寺島理事) 9ページで再募集を行うとしており、どうしてもやむを得ず撤退となり事業者がいなくなった場合については、田中委員のおっしゃっているのと全く同じかどうかは分からないが、当然、その時々ニーズに応じて入りたいという事業者がいるかもしれないので、再募集を行って減る分を埋めようというのが、最初に広域機関が取り組まなければいけないこと。それ以外にも、佐藤理事から申し上げたように、事業環境の整備などいろいろなことを広域機関として実施して、継続しようとしている事業者の増分負担を極力軽減する措置をとるといってご説明しているところである。

(柳生田委員) 空いたキャパシティ分は、再募集をしてそれで終わるといってことであれば、そこに期待するのは非常に可能性が良いことに期待しているのではないかと。そうならなかった時に、キャパシティを減らすのかという問題にあたった時にどちらの方向性なのかという質問である。

(佐藤理事) それは、どのくらい抜けるかによって、最後に広域系統整備計画を再度検討してと書いてあるように、その時検討することになる。それは、抜け方によっても全然違うし、大きく抜けるのか、少しだけ抜けるのかによって全然違うだろうから、そういうことも全て含めて広域系統整備計画を再度検討していくと書いている。それは容量を小さくするのもかもしれないし、その時の状況で検討することだと思ふ。ただ、そのような検討にならないように、田中委員がおっしゃったように再募集も行うし、そもそも再募集を行わないように、辞退者が出ないように事業環境整備をできる限り行うということにさせて頂きたい。それで、事業環境整備も行うし、それでも駄目で再募集を行って、それでも来なくて、これだと計画を再度検討しないといけないようであれば、今頂いたようなことも勘案しつつ検討するということになると思ふ。

(寺島理事) 別な言い方をさせて頂くと、これまでやってきた私の経験の中でも送電線の工期は非常に長く、その間、事業環境、経済状況というのは絶えず変わっていく。電力エネルギーの

需給状況も、電源の立地環境状況も変わってくる。確かに発電と送電が分離されて、今回のようにいろいろな発電事業者がいる形で実施するのは、今回が初めてであるが、いろいろな事業環境が変わっていく中で送電線整備のプロジェクトをどう対応していこうか、このまま進めるのか止めるのかというのは、これまでのプロジェクトの中でもあったこと。その中で最適なものを選んで前へ進めて、そして最終的に無駄のない、信頼度の高い設備を作ってきたというのが、これまでの事業環境の中でも同じようなケースはいくらでもあったと思っている。大きな発電事業が突然必要なくなってしまうことは昔の時代にもあり、大変なことだけれども、それに合わせてネットワーク側の整備計画はいろいろと工夫するもの。その工夫の余地を、今ここで全部示してくれと言われると大変なことだが、それをもって、何も打つ手がない中で結局は何も出来なくなってしまうのではないかとおっしゃる不安も分からないでもないが、失礼な言い方をしますが、それでは何も前に進まない。ただ、将来のことが分からないじゃないかと言ったら、今の投資意欲があり、やらなければならない仕事のスタートが切れない。こういう言い方で、今のご質問に対してのお返事にさせて頂ければと思う。

(大村委員) 発電事業者の発意による一蓮托生のプロジェクトであって、ここまでいろいろと考えられている。我々は直接事業者さんと会っていないのでどういう感じが分からないのでものを言っているが、これからこういう文章を取り交わすという段階にきているので、おそらく皆さん出してくるといふ蓋然性があるご発言されていると理解してよろしいか。

(寺島理事) 投資意欲のある事業者が、前回の委員会の条件では、投資意欲はあるけど今の時点で求められるとやむを得ず同意できないということがあるところから、こういうことを考えている。もちろん最終的には1ヵ月後の意思確認の回答を見なければ、各社の経営判断なので予断を持って何かを言うことはできないけれども、先程事務局からも「意思確認する価値がある」ということを言ったが、そういうものだとご理解頂ければと思っている。

(古城委員長) 送電線をやるかどうかの本格決定を2年間遅らせるということで良いか。

(寺島理事) そうではなくて、本格決定は、今回する。

(古城委員長) そうであれば、その後どうするかについて、いろいろな不確実性は残るが、皆さんの議論は、なるべくリスクを小さくするための手を打つにはどうしたら良いのかということが今後出てくると思う。

(岩船委員) 本当によく分かるのだが、やはり発電事業者にしてはビジネスであり、どのようにリスクを取るのかという話。これは電力事業なので、広域的なところもあり、こうあるべきだという社会的責任みたいな話もある。広域機関としては、そこが基盤になっているけれども、その中で上手くビジネス的なものを取り込んで、なるべく費用負担をミニマムにして、いかに良いネットワークにしていくかということだと思う。今回は何とか上手くいけばいいと思うけれども、特定負担だけでは、このようなビジネスを組むことが難しいのではないか。抜きたい事業者は、抜けるのが当然だし、一定のリスクに基づいてビジネスすると思うので、ここだけで組んでいる限り、どうしてもまた抜けるかもしれないみたい

な話が永遠に続く。最後のリスクの取りどころを、これは社会的意義のある事業なので、「済みませんが負担して下さい。だけど、将来的にその負担をなるべく小さくするように働きかけもしていきます」というような一定の仕組みにしておいた方が先へ進められると思う。希望的観測だけに基ついてやっている印象がどうしてもあるので、そうではなく、固く固くビジネスを取り込んでいくなら固めていかないといけない。自由化して発電電を分離して大きくスキームが変わったところで、これまでは多少の誤差は託送料金に乗せておけばよかったかもしれないが、そうではないので固くしないといけないところは、しないといけない。切り分けてお話をしたい。

(寺島理事) ご発言に対して、正確にお答えした方が良いと思う。別紙1の費用負担額の試算を見て頂きたいが、総額1,530億円の総プロジェクトに対して、特定負担は382億円となっている。残り1,200億円程度は一般負担で整理するものであり、全部、特定負担に依存して進めているわけではない。同時に、この連系線自体の持っている機能は、冒頭も申し上げたけれども事業者のニーズだけで作るようなものではない。ネットワークインフラとしての基盤である。であるから、結果的に一般負担はこのくらいの額になっている。その内の一部を、特定の事業者が「自分は負担しても良い」というところのニーズから始まっているということである。ニーズが多々ある中で、その中の一部をアロケしていけば、特定負担が382億円になったということである。このようなスキームで、一旦、費用負担割合を決めたものであり、仮に、残る事業者の増分リスクは一般負担だと言え、費用負担割合を決めてきた原点が崩れてしまうので、単純にそれを持って事業者のリスク軽減というの、また一方でおかしい。何度も申し上げるが、この費用負担割合は、今回決めたものをもう一回見直すぐらいの計画の変化があれば、そこを見直してまたご議論頂くことになるということであり、今、それを先取りして決めるのは時期尚早だということをご理解頂ければと思う。

(佐藤理事) この委員会でも決めて頂いた上限額を設定したが、基幹系統は原則一般負担で、これはある意味特殊なプロジェクトと言えなくもない。これだけいろいろ大変だということなので、この大きな流れとしては、岩船委員のご指摘のように進んでいると思う。

(古城委員長) 今の一般負担と特定負担には、ルールがあるので、そこは動かすわけにはいかないということか。

(寺島理事) 今の枠組みで決めた形があるので、それが変わるのであれば、またその件をこの委員会に諮らなければいけない。

(古城委員長) 特定負担の量が増えると、空容量の方に回るから、事実上、そちらの負担が増えるという緩和効果はある。でもそれはルールを犯すという話ではない。

(岩船委員) 事業が進められないのであればということであり、あくまで特定負担の事業者の合意がどうしても取れないリスクが、ここまできているからである。

(古城委員長) その場合は、一旦ご破算にして、再度考える時にそのような問題も出てくるのではないかと考える。

(寺島理事) そうということである。

(川崎代理) 今までの話を聞いてお伺いしたい。取り下げの事業者が仮に発生した場合は、その取り下げ事業者については、今回新しく作った特別措置である程度上限が見えている。一方、残って継続する事業者や一般送配電事業者に対しては、どのような負担になるかは、今の時点では全く見通しがつけられないものなのか、ある程度予見性があるものなのか。

(事務局) 残って継続する事業者について、現時点で最大いくらと言うことはできない。先程から議論があったように、その前に電源の再募集を行ったり、場合によっては計画自体を見直したり、設備をスリム化したりするところ。そのような状況である。

(川崎代理) それでは、先程話に出た通り、例えば、取り下げがあつて取引拡大希望量が半分に減ったとき、このまま計画を進めるとなった場合は、特定負担額は2倍になる可能性もあるということか。

(寺島理事) あるとか、ないとか言ってもどのように計画が変わるか分からないので、それは今ここで何か予見しろということは、無理である。もうひとつ、別な言い方をすると、今この時点で意思確認書を発送して、その結果半分の事業者が駄目となっても、来月から同じことを実施することになる。今、言われたように半分いなくなったらどうするのかというのは、2年後の話がされているが、1ヵ月後に実施することだってあり得る。冒頭から申し上げているが、将来に亘ってそうならないようにどうすれば良いのかを今話させて頂いているということをご理解頂きたい。なお、予見性ということに対しては、このスキームが持っている本質的な問題である。

(古城委員長) 2倍になった場合には辞めることができるので、リスクといっても、絶対に2倍払わなければならないリスクではない。期待している利益が、期待通り取れなくなるリスクである。

それでは、まとめさせて頂きたいが、今回の事務局からの提案は、事務局から説明があったようにいろいろと対応して作られたもので、いろいろとご意見頂き、反映すべきご意見もあったと思うが、時間的な限界もあるので、基本的にこの事務局提案で処理していくという方向を取ることをお許しいただけないか。

(各委員) 異議なし。

(古城委員長) それでは、いくつかのご意見の修正は委員長一任という形で進めさせて頂く。その上で、電気供給事業者への同意確認を進めることにしたいと思う。ご協力ありがとうございました。

(事務局) ありがとうございました。それでは委員長に総括頂いた方向で進めさせて頂くが、本日配布している確認書、送付書の文面については、今後、技術的な修正が若干入り得ることはご了承頂きたいと思う。

2. 広域系統長期方針の策定について

- ・事務局から資料2により説明を行った。なお、「3. 設備健全性の維持」については、次回実施することとし、今回は説明を見合わせた。

- ・主な議論は以下の通り。

[主な議論]

(松島委員) 自然変動電源の大量導入をテーマとして上げて頂いており、私としても将来的に10年後、20年後を見て自然変動電源を考えなくてはならない状況になっていると認識しているところである。また、欧州の風力発電では、洋上風力であってもコストがkW当たり7千円というものが出てきているので、風力発電の発電コストは将来的にどんどん低くなっていくと思っている。

自然変動電源の周波数維持については、いろいろと手間がかかるということはあるけれども、前向きに検討して頂きたい。現在はエリア内での周波数維持として運用されているので、どうしてもエリア内で完結するために、エリア内での発電抑制という方向に進んでしまっているが、全国大で周波数の維持を実施すれば導入量も増える。ただ、どうしても隣のエリアで周波数調整を実施するとすると、コストがかかってくるので、そのコストを誰が負担すべきなのかというところを同時に並行して考えて頂きたい。FITの国民負担と言われている賦課金の出どころはエリア毎に区別されているので、それを全国統一した国民の負担で行うという方法であれば、全国大での周波数調整の負担を国民が公平に行うという方向にも進んでいくと思っているので、考えて頂きたい。

また、29ページに東北電力の状況が記載されているが、これは過酷な状況で運用するところなのか、それとも事故の時にこのようなことが起こり得るのかというところで、考え方が非常に変わってくると思う。例えば、数年に1度の事故の時に起こり得るのであれば、例えば発電所を2秒以内に停止させることなどによって回避できるのなら、設備増強の費用を負担することなく、これを解決できるとも考えているので、その辺を検討して頂きたいと思っている。

(佐藤理事) 松島委員から正しいご指摘を頂いたと思う。今の電事法上だとエリア内で調整するしかないのだが、ただエリア外での調整を禁止しているわけではないので、正に誰かが費用を負担すれば広域でも調整できる。それを全国大で実施するというのは、非常に具体的な一つの提案だと思う。

(大久保委員) 今回、想定潮流の合理化について、いろいろと検討されている。送配電事業者が潮流を想定する場合、電源がどんな種類なのか、燃料としてLNGを使うのか、石油を使うのかということと、型式のようなものを踏まえて、ある程度コストを予想し、メリットオーダーで潮流を想定するという方法があると思うが、実際に蓋を開けてみると発電事業者がどのぐらいのプライスで運転するかで変わってくると思うので、実態は変わってくる。17ページにあるように、いろいろな課題があることは我々も思っているところで、ここに課題の例として2つ上げられているのは、出力調整を条件とした電源連系の在り方みたいな、ある意味設備形成的な課題と、系統制約に対する潮流調整電源の設定のような運用に関わる課題と思っている。このような課題について、広域機関の委員会等で議論されると思うので、我々も参加して協力させて頂きたい。

(田中委員) 36 ページで「送配電網の維持・運用費用の負担の在り方検討WG」が始まっているということだが、ワーキンググループでどこまで決めるか分からないけれども、推測するにはネットワークへのアクセスチャージみたいなものを議論するのではないかと思う。そうすると、発電立地に対する経済インセンティブということをおそらく議論すると思うが、その議論はネットワーク形成にダイレクトに影響してくるので、ワーキンググループと長期方針の策定はかなり密に実施しないといけないと思う。資料に「注視しながら検討を進める」とあるように、本当にここは重要なところだと思う。

(岩船委員) 私はそのワーキンググループに入っているが、それが12月までにある程度指針を示すスピードで実施することもあって、時間的に合うのかが懸念である。長期方針に関しては、前から話題には上がっても、あまり表に出ない状況が続いているので、なるべく早くあるべき系統の姿を示して欲しい。それを基にいろいろな議論が進んでいくと思うので、スピードを上げて頂きたいというのが一番お願いしたいところ。

(古城委員長) 後はいかがか。(間があり)

いろいろ有益なご意見を出して頂きありがとうございました。もう少しご意見伺いたいが、時間がおしているなのでこれで議論を終了させて頂きたいと思う。

(事務局) 今、いろいろご意見頂いたので、反映して進めていきたいと思う。先程岩船委員からあるべき姿をなるべく早く示して欲しいということであったが、骨子は今回お示したような筋で進めていきたいと思っているのでよろしくお願ひしたい。

3. 閉会

(事務局) 本日の委員会の議事録については、事務局で作成して委員の皆さんにご確認頂いた後、当機関のホームページで公表させて頂く。次回の委員会は、10月25日火曜日10時から場所はこちらとなるので、よろしくお願ひしたい。本日はありがとうございました。

—了—